

議第 52 号

令和4年度福山市食肉センター特別会計補正予算
(第2号)

令和4年度福山市食肉センター特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

2023年(令和5年)3月9日提出

福山市長 枝 広 直 幹

食肉センター特別会計

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
(1) 営業費	1 営業費	施設維持補修事業	12,239